

「那珂川河川整備計画（原案）」について、  
関係県からいただいたご意見

- ① 第3回那珂川河川整備計画関係県会議 議事録
- ② 追加意見等

国土交通省関東地方整備局

①

## 第3回那珂川河川整備計画関係県会議

### 1. 開会

#### ○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより「第3回那珂川河川整備計画関係県会議」を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、関東地方整備局河川調査官の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

記者発表の際に会議の公開をお知らせしましたが、カメラ撮りは冒頭の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は、別室に傍聴希望の方がいらっしゃいますので、別室の傍聴室へ会議の様子を配信することといたします。委員の皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○河川調査官

それでは、別室へ中継映像の配信を行います。

それでは準備が整いましたので、会議を進めさせていただきます。

まず、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

一番上に資料の目録。1枚めくっていただきまして、議事次第、名簿、座席表、規約、その下に資料1と右肩に書いてございますが、那珂川水系河川整備計画（原案）という資料になります。

その下に、右肩に資料2と書いてある、当面の進め方。

さらに、参考資料1ということで、河川整備計画（原案）の概要でございます。

その下に、参考資料2-1、骨子に対するご意見と関東地方整備局の考え方という横の資料、参考資料2-2、学識経験を有する者からいただいたご意見、参考資料2-3、関係する住民からのご意見、参考資料2-4、関係県からいただいたご意見という資料になっております。

配付漏れ等がございましたら、お知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

## 2. 挨拶

### ○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川部長光成より、ご挨拶を申し上げます。

### ○河川部長

皆さん、こんにちは。国土交通省関東地方整備局河川部長の光成と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、ご多忙の中、「第3回那珂川河川整備計画関係県会議」にご出席いただきありがとうございます。

那珂川の河川整備計画に関しましては、5月28日より当会議を開催し、6月17日の会議では、那珂川河川整備計画（骨子）をお示しいたしました。

骨子の公表後、関係県の皆様、関係する住民の方、有識者会議の委員の皆様からご意見をいただいております、これらのご意見も踏まえて、那珂川水系河川整備計画（原案）をとりまとめました。

本日は、この原案と当面の進め方についてお示しさせていただきます。

皆様には、貴重なお時間を頂戴いたしますが、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

### ○河川調査官

誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力お願ひいたします。

それでは議事を進めたいと思います。

お手元にお配りしております「議事次第」に従いまして、議事を進めてまいります。

## 3. 那珂川水系河川整備計画（原案）

○河川調査官

議事次第3について説明いたします。

○河川計画課長

河川計画課長の出口でございます。どうぞよろしく願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

始めに、本日、皆様のお手元にお配りしております資料及び参考資料につきまして、全体を一通り説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1でございます。

資料1は、那珂川水系河川整備計画（原案）というものでございます。左2点留めの、ホチキス留めの資料でございます。

原案の本文につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、資料2でございます。

資料2は、当面の進め方という1枚紙をお配りしております。こちらについても後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

続いて、参考資料でございます。

まず、参考資料1をご覧ください。那珂川水系河川整備計画（原案）の概要という資料でございます。

参考資料1は、河川整備計画（原案）の本文の内容を、概要としましてパンフレット形式でまとめた資料となっております。

1枚めくっていただきまして、1ページ、2ページをご覧ください。

資料の構成としまして、左上に、1. 那珂川の概要と記載してございまして、その下に1. 1 那珂川の流域及び河川の概要。右側の2ページには、1. 2 治水の沿革。その下には、1. 3 利水の沿革。1. 4 河川環境の沿革というように、タイトルを記載してございます。このタイトルは、資料1の河川整備計画（原案）の本文の章立てと一致させた構成としてございます。また、内容につきましても、河川整備計画（原案）に記載している記述のうち、主立ったものについて引用してございまして、現状と課題や、骨子の際にお示しをしました図や写真を掲載しながら、原案の内容につきまして、できるだけわかりやすくお示しできるように作成しているものでございます。

次に、参考資料2でございます。

参考資料2-1から2-4につきましては、6月に公表しました那珂川河川整備計画（骨子）に対して、これまでに学識経験を有する者、関係する住民、関係県からいただきましたご意見と、それに対する私どもの考え方をお示しした資料となっております。

まず始めに、参考資料2-2をご覧ください。

参考資料2-2は、那珂川河川整備計画（骨子）につきまして、学識経験を有する者からいただいたご意見を取りまとめた資料となっております。内容につきましては、既にホームページでも公表しております、第1回、第2回の有識者会議の議事録でございます。

続きまして、参考資料2-3をご覧ください。

参考資料2-3は、那珂川河川整備計画（骨子）につきまして、関係する住民からいただいたご意見を取りまとめた資料となっております。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

1ページには、6月17日から7月16日まで行った意見募集の概要をまとめてございます。

2の意見の概要に記載してございますけれども、24通のご意見をいただいております。ご意見をいただいた方の属性として、県別、年代別、性別の意見数を取りまとめております。

2ページ以降につきましては、いただいた意見提出様式でございます。

続きまして、参考資料2-4をご覧ください。

参考資料2-4は、那珂川河川整備計画（骨子）について、関係県の皆様方からいただいたご意見を取りまとめた資料となっております。内容は既にホームページでも公表しております、第1回、第2回の本関係県会議の議事録と、皆様方からいただきました追加意見等でございます。

めくっていただきまして、32ページのほうから42ページまでが、茨城県さんからいただきました関係市町のご意見ということでございます。

また、43ページから46ページまでが、栃木県さんからいただきました関係市町のご意見ということでございます。

戻っていただいて、参考資料2-1をご覧ください。A4横置き資料でございます。

参考資料2-1は、ただいま説明をさせていただきました那珂川河川整備計画（骨子）に対するご意見と、それに対する私どもの考え方をお示しした資料でございます。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

資料の構成としまして、一番左側の列に、河川整備計画（骨子）の章節、真ん中の列に、

いただいたご意見の概要、一番右側の列に、私どもの考え方を整理してお示ししているものでございます。それぞれいただいたご意見につきましては、その論点を体系的に、いただいたご意見の概要として整理をした上で、ご意見の概要ごとに私どもの考え方をお示したものとさせていただきます。

続きまして、原案の本文につきまして説明をさせていただきます。

お手元に、資料1、那珂川水系河川整備計画（原案）をご用意ください。

1枚めくっていただきまして、目次構成をご覧いただきながら、原案作成までの経過につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

本年5月に本会議を発足しまして、第1回の会議では那珂川の現状と課題を、6月の第2回の会議では、骨子をお示しさせていただきました。関係県の皆様方からご意見をいただくとともに、有識者会議の開催のほか、関係する住民の方への意見募集を行いまして、先ほど説明させていただいたような形でご意見をいただいております。

本日お示ししております整備計画の原案は、骨子の段階でお示しをしました章立てに、現状と課題、骨子に対するご意見を踏まえまして、具体の施行の場所等を盛り込んで、まとめたものとなっております。

本日は時間の関係もでございますので、ポイントを簡潔に説明させていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第1章は、第1回会議の現状と課題でお示しをしました那珂川の概要をまとめて記載しているものでございます。

1枚めくっていただきまして、4ページの18行目からは治水の沿革。さらにめくっていただきまして、6ページの8行目からは過去の主な洪水。さらにめくっていただきまして、10ページからは利水の沿革。めくっていただきまして、12ページには河川環境の沿革というように、第1章には、那珂川流域の概要及び河川の概要、沿革としてこれまでの取り組みなどをまとめて記載しているものでございます。

1枚めくっていただきまして、13ページをご覧ください。

13ページからは第2章でございます。

第2章は、第1回会議の現状と課題でお示しをしました河川整備の現状と課題を記載したものとさせていただきます。

2. 1には、堤防の整備状況を始め、洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は

軽減に関する現状と課題をまとめて記載してございます。

14ページをごらんください。22行目からの2. 2には、主要地点の流況や、次のページには水利用の状況など、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題をまとめて記載してございます。

1枚めくっていただきまして、15ページをご覧ください。

19行目からは、2. 3には、水質、自然環境、河川の利用、景観など、河川環境の整備と保全に関する現状と課題をまとめて記載してございます。

めくっていただきまして、18ページをご覧ください。

10行目からの2. 4には、河川の維持管理や危機管理に関することなど、河川維持管理の現状と課題についてまとめて記載しているものでございます。

さらにめくっていただきまして、20ページをご覧ください。

10行目からの2. 5には、気候変動への対応など、新たな課題について、まとめて記載してございます。

1枚めくっていただきまして、21ページをご覧ください。

第3章には、第2回会議の河川整備計画（骨子）でお示しをしました計画対象区間を表形式でお示しをしているとともに、計画対象期間をおおむね30年とすることなどについて記載してございます。

続いて、22ページをご覧ください。

第4章は、第2回会議の河川整備計画（骨子）でお示しをしました河川整備計画の目標に関する事項をお示ししてございます。22ページについては、河川整備計画全体を通しての目標を記載してございます。

1枚めくっていただきまして、23ページをご覧ください。

23ページには、4. 1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標としまして、5行目でございますけども、「洪水に対しては、基準地点野口において、近年最大洪水である平成10年8月洪水と同規模の洪水が発生しても災害の発生の防止又は軽減を図る」としておりまして、その下に流量配分図を記載してございます。

続いて、24ページをご覧ください。

24ページには、4. 2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標としまして、流水の正常な機能の維持を図るために必要な流量を、地点別、期別に記載してございます。

14行目以降には、4. 3 河川環境の整備と保全に関する目標ということで、水質や自然環境の保全等の目標について記載をしております。

めくっていただきまして、26ページをご覧ください。

第5章は、河川の整備の実施に関する事項としまして、第2回会議の河川整備計画（骨子）でお示した実施に関する事項の概要に加えまして、各事項の具体的な整備メニューの施行の場所等を記載しております。関係県の皆様方からは、河川の整備の実施に関する事項につきまして多くの意見をいただいておりますので、関連するご意見も紹介をしながら説明をさせていただきたいと思っております。

26ページの21行目でございます。

5. 1. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項には、洪水や津波、高潮等に対する施行する場所等を記載しております。22行目の（1）洪水等を安全に流下させるための対策としまして、1）で堤防の整備を記載しております。

次のページをごらんいただきますと、27ページでございますけれども、堤防整備に係る施行の場所を表に記載しております。下流部の堤防の整備につきましては、茨城県さんよりご意見をいただいているものでございます。

同様に、27ページの6行目以降に2）で河道掘削を、続いて28ページの5行目以降には3）として橋梁架替、12行目以降には4）洪水調節容量の確保としまして、29ページの上の表でございますけれども、2カ所の遊水地について記載をしております。

次に、29ページの5行目以降には、5）中流部の浸水防止対策としまして、13カ所の施行の場所を記載しております。中流部の浸水対策につきましては、栃木県さんより意見を頂戴しているものでございます。

同様に、29ページの下でございますが、（2）浸透対策、次の30ページには（3）地震・津波遡上対策。また、下には（4）内水対策。

続いて、めくっていただきまして31ページには、（5）減災・危機管理対策について記載をしております。

1枚めくっていただきまして、33ページをご覧ください。

33ページには、5. 1. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項に関して、施行の場所等を記載しております。（1）霞ヶ浦導水について、諸元に加えまして、11行目からは整備に当たっての配慮事項を記載しております。

続いて、34ページをご覧ください。

34ページには、5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項に関して、施行の場所等を記載をしております。

(1) 水質改善対策につきましては、具体のメニューとして、霞ヶ浦導水を再掲してございます。水質改善対策につきましては、茨城県さんより千波湖、桜川における夏季のアオコ発生の状況を踏まえまして、霞ヶ浦導水を計画的に進め、早期に効果を発現するようご意見を頂戴しているものでございます。

続いて、35ページをご覧ください。

35ページの5行目からでございますが、(2) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全を記載をしております。こちらについても、茨城県さん、栃木県さんより、那珂川の水産資源や自然環境の保全についてご意見を頂戴してございます。

このほか、36ページには、(3) 人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備を記載をしております。

同じく、36ページの13行目からは、5. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所を、それぞれ事項ごとに記載をしております。

37ページをご覧ください。

37ページには、5. 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項としまして、洪水、津波、高潮等に関する河川の維持について記載をしております。詳細につきましては、時間の関係もございまして割愛をさせていただきますが、私どもが管理をしております堤防や河道、施設の維持管理を始めとして、許可工作物への対応、不法行為に対する対応、基礎的な調査・研究や地域における防災力の向上に関する取り組みについて、次のページ以降に記載をしております。

少しページを飛んでいただきまして、45ページをご覧ください。

45ページには、5. 2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項について記載をしております。

21行目には、霞ヶ浦導水の運用に当たっての実施内容を記載をしております。

続いて、29行目以降には、5. 2. 3 河川環境の整備と保全に関する事項につきまして、それぞれ河川の維持に関する内容について記載をしております。

46ページをご覧ください。

20行目以降でございますけれども、(3) 河川空間の適正な利用について、記載をしております。河川空間の適正な利用に関しては、栃木県さんより、アユ等の水産資源や自然

環境に十分配慮するよう御意見をいただいております。

続いて、48ページをご覧ください。

第6章でございますけれども、その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項を記載しております。こちらは6.1流域全体を視野に入れた総合的な河川管理ですとか、6.2地域住民、関係機関との連携・協働など、総合的な観点からの取り組みが必要な内容について記載をしているものでございます。

また、49ページには、計画対象区間を示した図面をつけてございます。

また、次のページ以降、これ以降の本文の最後の資料でございますけれども、こちらには、附図として、計画の諸元表など、図面等をつけてございます。

長くなりましたけれども、資料1の説明については以上でございます。

#### 4. 当面の進め方

##### ○河川調査官

ご意見につきましては、まとめていただきたいと思っておりますので、引き続き、議事次第4になります。当面の進め方について説明いたします。

##### ○河川計画課長

続きまして、当面の進め方について説明をさせていただきます。

お手元に、右肩に資料2とございます、A4縦の資料をご用意ください。

当面の進め方でございますが、本日、この会議でお示しをさせていただきました那珂川河川整備計画（原案）について、ご意見をお聞きします。

二つ目の四角でございますが、来週27日に第3回の那珂川河川整備計画有識者会議を開催しまして、意見を伺います。

また、三つ目の四角でございますが、郵送、ファクシミリ、電子メールによる意見募集を、8月下旬から9月下旬までの1ヶ月間、行う予定としてございます。

また、四つ目の四角でございますが、公聴会について記載しております。一つ目の丸でございますが、公聴会における公述人の募集を行います。公述の対象者は、茨城県、栃木県に在住の方を対象としまして、8月下旬に募集を開始する予定としてございます。

二つ目の丸に、公聴会の概要をお示ししてございますが、開催日につきましては、9月

下旬に、茨城県水戸市と栃木県宇都宮市の2会場を予定してございます。

資料2の当面の進め方につきましては以上でございます。

○河川調査官

私どもが用意した資料は以上となります。

それでは、お示した内容につきまして、何かございましたら、挙手の上、マイクのスイッチを押していただき、所属とお名前の後にご発言いただければと思います。よろしくお願いたします。

茨城県さん、お願いします。

○茨城県土木部長

茨城県の土木部長の渡辺でございます。

今、ご提示いただきました河川整備計画の原案につきましては、また、持ち帰って、詳細の中身を確認させていただいた上、後日、正式な回答をさせていただきたいと思っています。

それで、それを前提として、現時点で、この場で私のほうから何点か申し上げさせていただきます。

まず最初に、治水対策の全般についてですけれども、那珂川や支川の涸沼川の無堤地区の堤防整備、それから河道掘削、それに加えて、洪水のピーク流量の低減を図るための遊水地の整備。それから地震、津波遡上対策など、地元市町村等の意見に配慮をさせていただいて、必要かつ大変重要な事業のメニューが整備計画に盛り込まれているんだなと思っています、その点については評価をしたいと思っています。

それから、スピード感という観点についてですが、那珂川の治水対策は非常に重要というの言うまでもありません。それで、今回の整備計画の対象期間というのは、おおむね30年となっておりますけれども、那珂川下流部のひたちなか市や大洗町等から、無堤地区の堤防の早期整備などについて、整備に関して大変強い意見が出されておりますので、ぜひ、必要な予算をしっかりと確保していただくなど、河川整備計画に記載された事業の一刻も早い完成を、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

また、今回、提示、計画の中に載っていないメニューにつきましても、例えば涸沼川全区域だとか、それから、那珂川中流域の堤防整備など、必要な事業がそれ以外にもござい

ますので、ぜひ、またそういった事業の実施についても地元から要望もありますので、ぜひご配慮いただければと思っています。

それが1点目です。

それから2点目が、霞ヶ浦導水事業についてでございます。

霞ヶ浦導水事業については、霞ヶ浦や、それから水戸市の千波湖、桜川の水質浄化の観点から、茨城県にとって非常に、大変必要不可欠な事業だと思っています。ぜひ、取水口部の迷入防止対策等の環境保全措置を着実にやっていただくとともに、ぜひ関係者の理解を得られるよう、より一層丁寧な説明を今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3点目が、河川環境の整備と保全についてでございます。

河川空間の水辺利用のニーズというのはどんどん高まってきております。それからまた、瀬沼が最近ラムサール条約の登録もされてきております。そういったことなどを踏まえて、地元から河川の利活用に関する強い要望も出てきておりますので、計画の中にも盛り込まれているようでございますけれども、ぜひ、そういった地元市町村等の意見を十分に聞いていただいて、そういった観点についても進めていただければと思っています。

それから、最後に、当面の進め方、資料2についてでございますけれども、この資料によりますと、これから計画の原案の意見募集や、有識者会議、それから公聴会が行われるということでございますけれども、引き続き、地元市町村などと丁寧に合意形成を図っていただければと思ひて、それを経て、ぜひ計画の早期策定をお願ひしたいと思ひてます。

茨城県からは以上でございます。よろしくお願ひします。

#### ○河川調査官

ありがとうございました。

栃木県さん、お願ひします。

#### ○栃木県県土整備部次長（県土整備部長代理）

栃木県県土整備部次長の見目です。今日は部長に所用がありまして、代理で出席させていただきます。

栃木県のほうも、細かい点については持ち帰りまして、検討をさせていただきたいと思ひます。

事前に骨子に対する市町村からの意見が提出されておりますので、その辺を踏まえて、何点か申し上げたいと思います。

まず、原案の29ページに、中流部の浸水防止対策が記載してありますが、栃木県の関係市町の意見を汲み入れていただきまして、まことにありがとうございます。

それと、遊水地の場所についても、具体的な記載がございます。これらについては、整備に当たりまして、十分に地元地権者や関係市町の意見を聞いていただき、丁寧な説明をお願いしたいと思います。

もう1点は、原案の33ページの11行目あたりに、霞ヶ浦導水事業について記載がございますが、那珂川の魚介類の保全のため、いろんな対策を講じていただけるという記載がありますので、非常に安心はしておりますが、やはり地元市町、あるいは漁業関係者は、なかなか理解が得られないところもありますので、引き続き、十分な説明を行っていただき、理解が得られるよう努力していただければと思っております。

45ページの21行目から、具体的な運用について記載がありますが、当然、モニタリング調査を行っていただけるということですので、那珂川の貴重な水産資源とか自然環境に影響がないように、運用をしていただきたいというふうに思います。

原案に対する意見は以上でございます。

それと、当面の進め方ということで、今後の日程が示されておりますが、広く関係住民の意見を聞いてくださるということですので、進め方については特段の意見はございません。

ただ、茨城県さんと同じなんですけど、スピード感を持って河川整備計画を作成していただきまして、下流部の整備、茨城県さんの整備とあわせて、栃木県の区間についても早期の効果が発現できるように、整備そのものをスピード感を持って進めていただきたいというふうに思います。

意見は以上でございます。

#### ○河川調査官

ありがとうございました。

若干、私のほうから発言をさせていただきたいと思います。

両県様とも、まず河川整備計画の原案につきましては、事業の早期完成、実施段階での地元関係者、地権者などへの丁寧な説明と調整を図っていただきたいというご発言をいた

だいたかと理解をしております。

霞ヶ浦導水につきましては、水質浄化等の観点から、事業の必要性、実施や運用あたり、配慮事項、関係者に対する十分な説明、そういったところのご発言があったかと理解をしております。

これらのご発言も踏まえて、対応をしてみたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

また、資料2の当面の進め方になりますけれども、こちらにつきましては、特にご異存もなく、スピード感を持ってという発言が両県からございましたが、河川整備計画の早期策定や、河川整備計画に記載された事業の早期完成に関してご意見をいただきましたので、河川整備計画の策定に向けて、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

さらに、冒頭、両県さんからも、原案の内容の詳細については、持ち帰ってご検討、確認をしたいというご発言もありましたので、それらにつきましては、ご意見がありましたら、書面等で提出いただきますようお願いをしたいと思います。

以上、本日、いろいろと貴重なご意見をいただきありがとうございました。

そのほか、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

## 5. 閉会

### ○河川調査官

それでは、これをもちまして、「第3回那珂川河川整備計画関係県会議」を閉会させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

— 了 —

②



河 第 389号  
平成27年10月14日

関東地方整備局河川部長 殿

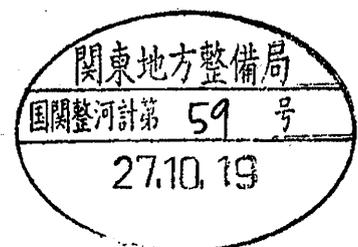
茨城県土木部長



那珂川水系河川整備計画（原案）に関する意見について（回答）

平成27年8月21日付け事務連絡で依頼のありましたこのことについて、別紙のとおり回答いたします。

また、関係市町に照会したところ、別添の意見がありましたので、十分反映させていただきますようよろしくお願いいたします。



「那珂川水系河川整備計画（原案）」に関する意見

意見該当箇所		意見
頁	行	
15	23	桜川では月に1回測定しており、環境基準は、月単位でなく年間75%値で評価することから、「経月変化からも環境基準値を達成できていない月が見られる。」を「経月変化からも環境基準値である5mg/Lを上回る月が見られる。」に修正願います。
27	9～10	航路を維持するために設置された中導流堤の撤去については、当該施設を管理する漁港管理者としっかりと協議を行っていただきますようお願いいたします。
28	9	勝田橋は、緊急輸送道路に位置付けられていることから、橋梁架替の早期着手をお願いします。
29	9	中流部浸水防止対策に係る施行の場所のうち、常陸大宮市野口及び上伊勢畑は御前山県立自然公園の特別地域に該当いたしますので、事業実施の際は協議願います。
35	16	「ヤマトシジミ」は、汽水域の重要な生物であり、塩分の影響を受けやすいため、本種の記載を追加願います。
36	1～3	「漁業関係者」の記載を追加願います。



建計第 214 号  
平成 27 年 9 月 17 日

茨城県知事 橋本 昌 様  
(土木部河川課扱い)

水戸市長 高橋 靖



那珂川河川整備計画（原案）の意見照会について（回答）

平成 27 年 9 月 1 日付け河第 324 号で依頼のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

意見はありません。

連絡先 水戸市建設部建設計画課  
総合治水計画係  
電話 ■■■■■■  
内線 ■■■■  
担当 ■■■■



ひ河川第 38 号  
平成 27 年 9 月 18 日

茨城県土木部長 殿

ひたちなか市長 本間 源基



那珂川水系河川整備計画（原案）の意見照会について（回答）

平成 27 年 9 月 1 日付け河第 324 号により依頼のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

那珂川水系河川整備計画（原案）について、意見はありません。

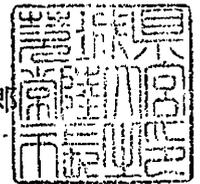




常大都建第 725 号  
平成27年9月15日

茨城県土木部長 様

常陸大宮市長 三次 真一郎



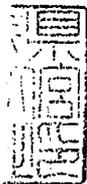
那珂川水系河川整備計画（原案）に関する意見について（回答）

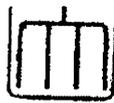
平成27年9月1日付け河第324号で意見照会のあったこのことについては、  
別紙のとおりです。



「那珂川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

意見該当箇所		意見
貢	行	
		意見はありません。

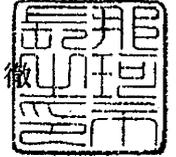




那 土 第 416 号  
平成 27 年 9 月 / 8 日

茨城県土木部長 殿

那珂市長 海 野



那珂川水系河川整備計画（原案）に関する意見について（回答）

平成 27 年 9 月 1 日付河第 324 号で照会のあったことについては、意見はございません。

那珂市役所 建設部 土木課 建設グループ

担当： [Redacted]

電話 [Redacted] 内線 [Redacted]





銚道建第 508 号  
平成 27 年 9 月 9 日

茨城県土木部長 殿

銚田市長 鬼沢 保平



那珂川水系河川整備計画（原案）に関する意見について（回答）

平成 27 年 9 月 1 日付け河第 324 号で意見の求められた那珂川水系河川整備計画（原案）に関する意見について、下記のとおり回答します。

記

「意見なし」







茨町道管第361号

平成27年9月18日

茨城県土木部長 様

茨城町長 小林 宣夫



那珂川水系河川整備計画（原案）に関する意見について（回答）

平成27年9月1日付け河第324号で依頼のあったこのことについて、別紙のとおり回答いたします。



## 「那珂川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

意見該当箇所		意見
頁	行	
		意見はありません。

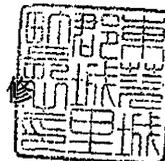


城里発第461号

平成27年9月18日

茨城県土木部長 様

茨城県東茨城郡  
城里町長 上遠野 修



那珂川水系河川整備計画（原案）に関する意見について（回答）

平成27年9月1日付け河第324号で意見照会のありました標記の件について、  
下記のとおり回答いたします。

記

那珂川水系河川整備計画（原案）について 意見はありません。





大都発第 442 号  
平成 27 年 9 月 10 日

茨城県知事 橋本 昌 殿

大洗町長 小谷 隆亮

那珂川水系河川整備計画（原案）における意見について

平成 27 年 9 月 1 日付け河第 3 2 4 号で照会のあった標記の件については、別紙のとおり回答いたします。



## 「那珂川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

意見該当箇所		意見
頁	行	
27	2	今後、大規模地震の際、津波遡上による津波被害も想定されるため、那珂川水系河川整備計画（原案）を踏まえ、那珂川及び酒沼川無堤防改修事業の早期促進に配慮願います。

河 第 151 号  
平成 27 年 10 月 1 日

関東地方整備局河川部長 光成 政和 様

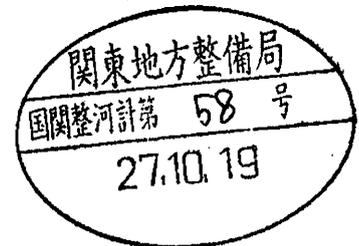
栃木県県土整備部長 印南 洋之



第 3 回那珂川河川整備計画関係県会議の追加意見について (回答)

平成 27 年 8 月 21 日付け事務連絡で依頼のありましたこのことについて、別紙のとおり回答させていただきます。

また、関係市町に照会したところ、別添の意見がありましたので、事業実施にあたりまして、十分反映させていただきますよう、よろしくお願いいたします。



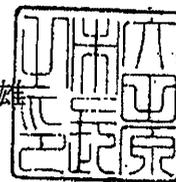




大道維第37号  
平成27年9月7日

栃木県県土整備部長 様

大田原市長 津久井 富 雄



那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】(原案)に係る意見等  
について(回答)

平成27年9月1日付、河第116号にて照会のありました標記について、下  
記のとおり回答いたします。

記

1. 那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】(原案)に記載されている、霞ヶ浦  
導水の整備にあたって、本市において最も懸念される事項は、本市の重要な地  
域資源である天然鮎の遡上への影響であるため、河川上流域の住民等の理解が  
得られるように国は努力されたい。

以上

大田原市 建設部道路維持課管理係 担当： 電話：
-----------------------------------

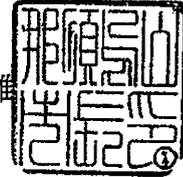




那烏都代 186 号  
平成 27 年 9 月 24 日

栃木県県土整備部長 様

那須烏山市長 大谷 範雄



那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】(原案)に係る意見等について  
(回答)

平成 27 年 9 月 1 日付け河第 116 号にて照会のありました標記について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

1 本市下境地区に計画されている遊水池計画は、下流域茨城県内の状況を考慮すると、早急に整備する必要があるものと認識しております。

近年において、人口減少が止まらない本市を含め、栃木県八溝地域にとりましては、清流那珂川は地域の大きな財産であり、那珂川を活用した地域活性化が最も重要な政策と位置づけております。

事業実施に当たりましては、下境地区の遊水池整備と那珂川を活用した内水漁業の振興や、那珂川の魅力発信施設の整備等地域振興についてご協力をいただきたくよろしく申し上げます。

併せて災害防除等の対策についても推進していただき、真に那珂川が本地域の文化・産業振興発展の源となり、地域の方々に愛される那珂川となることを希望いたします。

